

事務局運営規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人地球と未来の環境基金（以下「当法人」という。）定款第41条3項の規定に基づき、当法人の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局の組織は別紙「組織図」に定める。

(職制)

第3条 事務局には、事務局長の他、必要に応じて次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 事業部長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長・グループマネージャー
- (4) マネージャー・プログラムオフィサー

2. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

(職責)

第4条 当法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局全体の事務を統括する。
- (2) 事業部長は、事務局長の命を受けて、事業部の業務を統括する。
- (3) 事務局次長は事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。
- (4) 課長・グループマネージャーは、それぞれの上席の指示を受けて、各課・グループの業務を統括、管理する。
- (5) マネージャー・プログラムオフィサーは、それぞれの上席の指示を受けて、各人が担当する事業の業務を監督、推進する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2. 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければなら

ない決裁文書は、あらかじめ指定する理事が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した理事は、事後速やかに理事長又は事務局長に報告しなければならない。

(その他の事項)

第8条 本規程に定めのない事務処理・職務については、理事長の決裁によるものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 本規程は2020年8月13日より施行する。

(特非)地球と未来の環境基金 組織図 [2020年度]

